

ICTオフィス立地促進事業費補助金交付要綱

(制 定 平成31年1月10日)

(一部改正 令和3年 4月 1日)

(趣旨)

第1条 県は、県内におけるICT関連産業の集積を通じ、産業基盤の強化、雇用の創出及び交流人口の拡大を図るため、県内に事業所等を設置するICT企業等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)、ICTオフィス立地促進事業実施要領(平成31年1月10日付け30産第2785号。以下「実施要領」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という)及び補助額等は実施要領に別に定める。

(交付申請)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、実施要領に別に定めた書類を添えて提出するものとする。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助金の交付申請を行う事業者は、交付申請を行う前に、実施要領に別に定めた事業実施計画承認申請書(様式1)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(交付の決定)

第4条 県は、提出された申請書等の内容を審査したうえで、申請者に交付決定を通知する。

(補助事業の内容の変更)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、ICTオフィス立地促進事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費が20%以内で減少すること。

(2) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

(取り下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、ICTオフィス立地促進事業実績報告

書（第 4 号様式）に実施要領に別に定める書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第 8 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求及び支払）

第 9 条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた企業は、ICT オフィス立地促進事業費補助金交付請求書（第 5 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、支障ないものと認められるときは、請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 知事は、補助企業が次の各号の一に該当するときは、この補助金の全部又は一部を取消することができる。

- （1）補助企業が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- （2）補助企業が所定の期日に明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- （3）補助企業が取り下げを申し出たとき。
- （4）補助企業又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号及び福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関与している団体等。

（財産の処分の制限）

第 11 条 規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に定める期間とする。

2 県は、補助金の交付を受けた企業が前項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、企業に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第 12 条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 補助企業は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助企業は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助企業は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにICTオフィス立地促進事業費補助金仕入れに係る消費税相当額報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月10日から施行する。

2 ふくしまICT企業等立地促進事業費補助金交付要綱（平成26年6月20日施行）及びふくしまICT企業等施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年6月20日施行・平成27年9月16日改正）は廃止する。

3 この交付要綱の施行前に、ふくしまICT企業等立地促進事業費補助金交付要綱及びふくしまICT企業等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付決定されたそれぞれの補助金に係る関係規定については、なお効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。